

会費・維持手数料について

目次

1. 背景
2. 会費・手数料の現状
3. 会費体系変更の基本方針
4. 会費体系変更と維持手数料導入
5. 議決件数の変更
6. スケジュール（案）
7. おわりに

1. 背景

この度、社団法人から新会社へドメイン名事業を移管することと併せ、かねてより検討を行ってきた社団法人の収入構造の見直しを行います。この見直しは、社団法人のスリム化・健全化を念頭に、新規登録ドメイン名数の変動に依存しない社団法人の財政運営を目指すものです。

2. 会費・手数料の現状

現在の JPNIC の収入は、年会費と手数料に大きく分類できます。会費は下式で示すように、定額的な年会費と登録ドメイン名数に応じた変動的な年会費を頂いています。これは、会費を会員規模に応じて頂くという概念から、会員に接続されている参加組織数をその会員の規模とし、登録ドメイン名数をその尺度としています。

年会費　：　年間30万円＋5,000円×参加組織数（登録ドメイン名数）

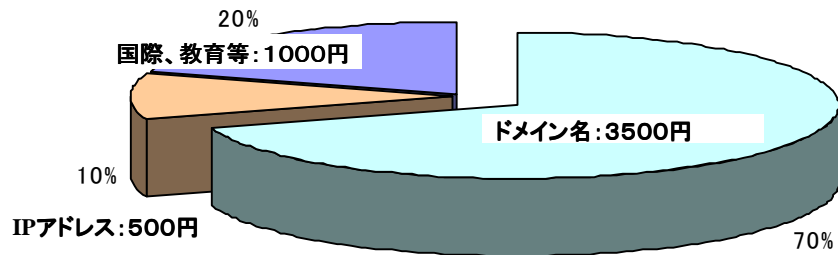
手数料としては、ドメイン名新規登録、IP アドレス割り当て登録、それぞれについて、実際にかかる作業相当額を個々に登録される方にご負担頂いています。現実には、各会員の皆様方から一括して頂く形をとっています。

手数料　：　5,000円（内税）×新規ドメイン名（または、IP アドレス）登録数

しかし、インターネットの普及や社会経済情勢の変化に伴い、従来からの会費体系では、

グラフ 2

従量部分(5000円/件)の用途内訳



3. 会費体系変更の基本方針

今回、社団法人から新会社へドメイン名事業を移管することと併せて上記のような不整合を改善するため、各業務にかかる費用をそれぞれの事業コストとして明確に定義をすることを目指しました。また、公益的な事業については、ご賛同頂ける会員からの会費によって賄っていく方針であり、安定した財政運営を図ることを目的として会費体系の見直しを行いました。下記に、会費体系変更の基本方針を示します。

- (1) 事業を ドメイン名、 IP アドレス、 国際・教育等に区分し、それぞれを独立採算とすることで、収支構造を明確化します。
- (2) 現在の接続承認を廃止し、会費の従量部分をドメイン名と IP アドレスの維持手数料にそれぞれ分離します。(会員を業務委任の要件としません)
- (3) 国際・教育等の各事業はその公益性を鑑み、会費収入にて支出を賄います。
- (4) IP アドレス事業はIP アドレスの登録料および維持手数料でその支出を賄います。

4. 会費体系変更と維持手数料導入

(1) 会費体系の見直し

会費の従量部分(5,000円×登録ドメイン名数による年会費部分)は、ドメイン名とIPアドレスの維持手数料として分離します。そして、定額部分のみを会費とし、社団法人の事業の中でも特に公益性の強い事業(国際、教育、情報提供)については会費によってそれらの費用を賄う運営とします。会費体系は、以下に示すように、S会員からD会員までの5つの区分で設定します。なお、すべての会費区分の会員は、同一の正会員として扱い、その選択は任意とします。

会費S	: 1000万円/年
会費A	: 500万円/年
会費B	: 250万円/年
会費C	: 100万円/年
会費D	: 50万円/年

会費の算出は公益性の特に強い国際および教育、情報提供の各事業の支出をベースに行いました。これらの事業における2000年度の支出合計は約4億円の見込みです。経費を削減したとしても、2001年度予算として、約2億円が必要であると考えています。

単位:千円

	2001年度	主な内容
教育・普及啓発事業	40,000	InternetWeek、セミナー
情報提供事業	80,000	Web、ニュースレター、RFC-JP
国際交流事業	50,000	ICANN、APNIC、IETF、ISOC
研究事業	50,000	IPv6、日本語ドメイン名
合計	220,000	

この費用を会費制度変更後も会員を継続していただけると思われる約300会員（アンケート結果から算出、賛助会員含む）で賄うと、下表の様になります。

単位:千円

	会費単価	予想会員数	合計
S会員	10,000	3	30,000
A会員	5,000	5	25,000
B会員	2,500	5	12,500
C会員	1,000	68	68,000
D会員	500	149	74,500
非営利	300	20	6,000
賛助会員	100	50	5,000
合計	-	300	221,000

※非営利会員の会費について

現在の会員で非営利組織につきましては、2年間の暫定期間を用い、会費を現行会費定額部分同額の年間30万円といたします。

※賛助会員の会費について

賛助会員の会費については現行1口10万円、最低5口以上を最低1口以上に変更します。

各区分の会員には下記のような特典があります。

会員区分	個人正会員推薦枠※	特典
S 会員	9 名	①②③④
A 会員	4 名	②③④
B 会員	1 名	③⑤
C 会員	0 名	⑤
D 会員	0 名	⑥
非営利会員	0 名	⑥

S、A、B 会員に対しては、上記枠内の人数まで個人正会員を推薦することができ、その会費は免除となります。

会員は個人正会員の推薦を取り消すことができ、この場合、継続して個人正会員となるためには、通常の正会員会費を支払うものとします。

【特典内容】

会員のウェブに JPNIC スポンサー会員であることを表記できます。また、JPNIC ウェブのトップページに会員ロゴ（バナー）を表示し、会員のウェブリンクを張ります。

JPNIC ニュースレターに実費にて広告を掲載できます。

JPNIC が主催する会議やイベントへ優待割引で参加できます。

JPNIC ウェブに会員名および会員ロゴ（バナー）を表示し、会員のウェブリンクを張ります。

JPNIC ウェブに会員名を表示し、会員のウェブリンクを張ります。

JPNIC ウェブに会員名を表示します。

(2) ドメイン名維持手数料導入

ドメイン名事業の分離に伴い、会費の従量部分についてこれを廃止し、新たにドメイン名維持手数料を導入します。具体的には現行 5,000 円（非課税）×参加組織数（登録ドメイン名数）の部分について、本来ドメイン名維持に必要な手数料（3,500 円+税/件/年）についてのみ維持手数料として課金することとなります。

(3) IP アドレス維持手数料導入

IP アドレス事業のアドレス管理における維持手数料は登録ドメイン名数を基にした年会費に含める形で頂戴していましたが、ドメイン名事業の分離に伴い、CIDR ブロックサイズに応じて課金する方式に変更致します。

この費用は、主に、JPNIC が資源管理しております IP アドレス維持データベースの運

営コストに充てられます。加えて、APNIC からの CIDR ブロック取得申請に関わるすべての業務、JPNIC 取得アドレスブロックに応じた APNIC 会員費用、さらに、各 IP アドレス業務委任会員へのアドレス割り振り手続き作業にかかる費用などもこの維持手数料で賄う予定です。(但し、当面は現行維持コストの 70%程度を維持手数料で賄う予定) 今後、維持データベースの改善や APNIC とのシームレスな連携システムの検討、さらに IP アドレス業務委任会員と作業工数の削減を通じて、維持コストの縮小を図ります。なお、アドレス管理における維持コスト負担を図る尺度としては、他 IR (ARIN, APNIC など) の課金モデルを参考にし、以下の表に示すように、CIDR ブロックサイズを使用します。

(単位：円/年)

	CIDR ブロック数	維持手数料*
/11 超		3,600,000
/11	2,097,152	3,600,000
/12	1,048,576	2,800,000
/13	524,288	2,160,000
/14	262,144	1,600,000
/15	131,072	1,120,000
/16	65,536	720,000
/17	32,768	400,000
/18	16,384	240,000
/19	8,192	200,000
/20	4,096	100,000

*外税とします

(4) 新規登録料について

ドメイン名新規登録料については今回変更いたしません(ただし税表示を外税にします)。

IP アドレス割り当ての登録料については、現在導入しておりますアサイメントウィンドウシステムの活用等により、4,500円+税/件に引き下げます。

(5) 経過措置について

2001年4月1日より新料金制度を導入するにあたり、経過措置として、2001年度については次の方法を提案いたします。

(a) 既存ドメイン名の維持料について

維持料の算出期日が毎年2月末日であることから、「2001年2月28日以前」と「2001年3月1日以降」の登録によってお支払い方法が変わります。

2001年2月28日以前に登録された既存ドメイン名の維持料(2001年4月1日～2002年3月末分)については、会員が登録者にかわって2001年4月15日から6月末までにお支払いいただきます。

3,500円+税/DOM

2001年3月1日以降に登録された既存ドメイン名の維持料については、汎用JPドメイン名にあわせ登録年月日でお支払いいただきます。

指定事業者：3,500円+税/DOM

直接申請：7,000円+税/DOM

(b) IPアドレスの維持料について

2001年3月31日以前に割当られたCIDRブロック数で起算した維持料をお支払いいただきます。

(c) 既存ドメイン名の手数料について

消費税の表示方法が変わります。

指定事業者：5,000円/DOM 4,762円+税/DOM

直接申請 ：20,000円/DOM 19,048円+税/DOM

(d) IPアドレスの手数料について

手数料金額が変わります。

2001年3月31日まで：4,762円+税/件

2001年4月1日から ：4,500円+税/件

5. 議決件数の変更

会費の変更に伴い、議決権数の見直しを行います。従来の議決権数は「会員は接続している人たちの声を代弁している」という考えの基、参加組織数に応じた議決権数となっていますが、今後は、1会員1議決権に変更いたします。

6. スケジュール（案）

2001年1月1日

「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」変更

2001年3月1日

「入会金及び会費等に関する細則」改訂

「議決権数に関する細則」改訂

2001年4月1日～

新会員制度および会費制度実施

7. おわりに

この度の会費制度の変更と維持手数料の導入により、旧来の分かりにくい収支構造を

明確にすることで、事業毎の独立採算化を図り、業務の継続的なスリム化を進めます。さらに公益性の高い事業を定額の会費収入で賄うことで安定的かつ継続的な事業運営を行います。これらを実現し、社団法人の財政全体としても ISP の事業規模の変動に依存しない健全な財政運営を実現いたします。

今後も社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターは日本のインターネットの発展に寄与し、会員の皆様およびユーザーの利便性向上を図っていく所存ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上